

外来腫瘍化学療法診療料 1 の施設基準に係る掲示

当院では以下の対応を行い、「外来腫瘍化学療法診療料 1」を算定しております。

- 専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、患者から電話等による緊急相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されている。
- 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制の確保を行っている。
- 実施される化学療法のレジメン（医療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催している。

外来腫瘍化学療法診療料の注 8 に規定する連携充実加算の

施設基準について

- 他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整備しております。

岩手県立中央病院長